

意見発表

亀井委員

公明党県議団を代表して、当委員会に付託されました補正予算及びその他関連議案に併せて、当委員会でも取り上げてまいりました諸議案について意見を申し上げます。

まず、重粒子線治療についてですが、平成 27 年 12 月の重粒子線治療開始を前にして種々申し上げたいと思います。平成 28 年 4 月の診療報酬改定時には、保険収載はおろか、重粒子線治療は先進医療から削除され、全てが自由診療となる危険性について本委員会でも議論されたところですが、万が一にも重粒子線治療が先進医療として国から認められなかった場合の患者負担への影響も今からしっかりと勘案して、患者負担について、場合分けをする等しながら、軽減策の検討を進めていくことを要望します。また、県立がんセンターでは、前立腺がんに限って治療を開始し、他の分野での拡大は来年の診療報酬改定後からの検討になると思いますが、小児がん患者をはじめ、多くのがん患者が重粒子線治療を心待ちにしております。前立腺がんから他の部位への拡大についても早急に検討していくことを要望します。万が一にも県が想定している患者数が見込めないときには、県立がんセンターの経営面について大きな影響があると考えます。そのときには、新たな方策等、今からしっかりと検討することを要望します。

次に、動物愛護の拠点としての神奈川県動物保護センターの新たな整備についてです。神奈川県動物保護センターの建設資金に充てるため、広く寄付を募り、新たに創設する基金に積み立てるとのことで、同時に神奈川県動物保護センター建設基金条例を提出されたところです。同条例 3 条には、基金に積み立てる額として基金の趣旨に沿う寄付金とされ、同 7 条には、基金は動物保護センターの建設に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができることも明記されています。この寄付金については、今までの県民等においてきた寄付と比較しても非常にハードルが高いことは、今回の委員会審査の中でも多くの委員の方々から指摘されているとおりです。過去の実績を基準に考えれば、非常に厳しいことは明らかだと思います。しかし、不可能とまでとは言えないので、本当に死に物狂いの努力と新たな方策を考えなければ大変に難しい額と考えます。寄付の状況について、私もしっかりと監視しておりますし、その時点での進捗状況の報告をしていただきたいと思います。この時点でどうなっているのかという検証をしなければならないというくらいの厳しい自覚を持って取り組んでいただきたいと思います。また、ボランティアの方々の寄付活動とバッティングしないよう、要望します。意見として、基金を活用した動物保護センター建設までの間も、動物愛護に係るボランティア活動が円滑に行えるよう県として積極的に必要な支援をすること。また、新たに整備する動物保護センターの建設後は、ボランティアとの協働等運用面での工夫がますます重要になることから、基金をボランティアが活動しやすい環境の整備やソフト事業など動物愛護のための幅広い事業に活用できるよう柔軟な対応を検討するこ

と。以上、意見を付して、公明党県議団として本委員会に付託された全ての議案について賛成します。